

第2回吹田市民プール指定管理者候補者選定委員会議事録

- 1 開催日 平成30年(2018年)8月24日(金)午後3時00分から午後4時45分まで
- 2 開催場所 吹田市役所 低層棟 3階 教育委員室
- 3 会議次第
- (1) 開会
 - (2) 会議のスケジュール説明
 - (3) 財務内容の確認
 - (5) 団体所在地等の説明
 - (4) プレゼンテーションと質疑応答
 - (6) 評価方法の説明
 - (7) 評価方法の確定
 - (8) 採点
 - (9) 採点結果報告
 - (10) 選定委員会 答申
 - (11) その他(今後のスケジュール)
 - (12) 閉会
- 4 出席委員 橋本 行史
劔物 康健
山野 薫
香川 俊治
- 5 出席者 畑澤 実 (都市魅力部長)
上村 里三(文化スポーツ推進室 参事)
松本 友美(文化スポーツ推進室 主幹)
大村 貴之(文化スポーツ推進室 主査)
田畑 磨 (文化スポーツ推進室 主査)
大黒 靖弘(文化スポーツ推進室 係員)

A委員長 ただ今から、吹田市民プール指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。
本日は、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。
会議に先立ちまして、都市魅力部長よりひとこと、御挨拶をお願いいたします。

畑澤部長 (挨拶)

A委員長 それでは、まず、事務局から本日の出席者の状況報告をお願いします。

事務局 本日は選定委員皆様の御出席を頂いておりますので、「吹田市民プール条例施行規則」第25条第2項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本選定委員会は成立していることを御報告申し上げます。

- A委員長 それでは、議事に入ります。
 本日の進行の段取りにつきまして、事務局より御説明をお願いします。
- 事務局 今回の吹田市民プールの指定管理者の応募につきましては、1者より応募があったところでございますので、応募者が指定管理者として適切であるか、否かを審査頂きたいと考えております。
 本日は、公正な選定をしていただくために、応募者によるプレゼンテーションを受けることといたしております。
 なお、プレゼンテーションにつきましては25分を予定しており、応募者からの説明を15分、質疑の時間を10分とさせていただきます。
 選定委員各位におかれましては、厳正なる審査のほど、よろしくお願い申し上げます。
 また、本日の会議スケジュールでございますが、7月3日から8月7日までの応募期間に受付を行ったのは1団体でございます。その団体について審査・採点いただき、指定管理者候補者の適否を判断していただきます。初めに、決算報告書等の内容に関し、C委員から御意見をお伺いし、続いて、応募団体からのプレゼンテーションを受けていただきます。応募書類、プレゼンテーション等の内容から選定基準に基づき審査をし、答申をお出しいただければと考えております。
- A委員長 ただいまの説明につきまして、御質問等がございますか。
委員 なし。
- A委員長 それでは、選定に入りたいと思います。
 まず皆様の審査資料となります事業計画書等の申請書類をご覧いただいたかと思っております。
 その選定基準(3)でございますが、評価項目イの「安定的な管理運営が可能な財政的基盤」の項目がございます。
 ここについては、専門的な事項でございますので、この分野に詳しいC委員に御説明をお願いしたいと思います。
 それでは、C委員よろしく願いいたします。
- C委員 皆様、既にこの申請書を見て来られたと思いますが、その中でも財務内容について、一緒に確認していきたいと思っております。
 コナミの直近の財務内容を示している書類がありますね。一枚めくっていただくと貸借対照表があります。
 この貸借対照表の中の流動資産で、現金、預金と、これが、コナミが持っているお金ですね。
 後、見るとしたら、流動負債というところですが、これは払ってない分です。
 この中に未払い金とか、給料の未払いとかあるんでしょうけど、ここで見て借入金とかないのが、ましな会社なのかな、借り入れでお金を増やしているだけっていう時がある。
 それともう一つ、最後に、この一番下の方に純資産合計、ここが、プラスの数字でないと、債務超過の赤字会社ということになりますので、全然、コナミはあるということになります。
 次に、南海ビルサービスの40期という事業報告を、一枚めくっていただくと、公認会計士の監査報告が入りまして、次に計算書類という40期、次にその貸借対照表がでてきます。
 ここも同じく、流動資産のところを見て、現金、預金とか、お金がありますが、右側の流動資産の方には、未払い金が、いろいろ多くあります。
 ここも、銀行から借りていないみたいですね。
 さらに下の純資産というところ、見てみたら、ちゃんとプラスの数字が出ています。

債務超過じゃないというところです。

細かく見たら、左側の流動試算のところに、関係会社、短期貸付金、なんで、関係会社に貸すのかなと、細かく思ったりはしますが、そんなに影響のない金額でしょう。

最後に、株式会社サンアメニティの決算報告書というのがでてきました。

これ、29年6月30日というふうに、ちょっと古いものを書いてありまして、古い理由が、6月決算ですが、その審査に間に合わないかと思っております。

これを見てもみますと、同じく貸借対照表で、流動資産、現金、預金がある。右側を見ると未払いとかある上に、ここは、借入金がありますね。

これ一社だけだと、ちょっと厳しいなと思うんですが、3社共同というところが、皆様、判断されると思うのですが、でも、純資産を見ていただくと、債務超過でもないし、ちゃんと、純資産も貯まっているというところですね。

私の立場から、気になるのが、この短期貸付金が多いというところですね。どこに貸しているのかと繰り返していくと、内訳書があるんですけど、役員に貸しているんです。

たぶん、中小企業に近いところがあるんでしょうね。

だから、役員にお金が出て行っていると、給料以外でというところがあるのかなと、中小企業の建設業とかに多いパターンですね。と、言う感じで、大まかに見ましたが、これで、私の説明は以上です。

A委員長 ありがとうございます。
ただいま、C委員に御説明いただきましたが、ここで、質疑をしたいと思っております。

B副委員長 今回、サンアメニティが、入られているというのは、運営管理ですか、それ以前の所、やっておられたところを変えられたのかな。
その理由の明確さ、健全性は、今お話しいただいたのですが。

A委員長 前回ですね、今年までの委託状況がどうであったか、ちょっと御説明をお願いします。

事務局 現在の指定管理者は、コナミススポーツクラブと南海ビルサービスの2社の共同事業体です。

コナミススポーツクラブが代表団体として、総括をいただいております。

片山市民プールと北千里市民プールが2か所ございますが、コナミススポーツクラブが片山市民プールを中心に管理いただいております。

南海ビルサービスは、北千里市民プールを中心に管理いただいております。

ファシリティのような、ハード部門については、南海ビルサービスが担当するというような形になっています。

このサンアメニティが加わるのは、どう変わるのかということですが、南海ビルサービスが今、北千里市民プールとハード部門全体を持っているんですけども、この、北千里市民プールの担当をサンアメニティが見て、南海ビルサービスは、北千里市民プールから退く、そして、ハード部門だけを一括して全体を見るというふうに提案書に書いております。

A委員長 現在は、2社ですか、1社ですか。

事務局 2社です。

A委員長 契約は、コナミススポーツクラブ1社なんですか。

事務局 2社の共同事業体として、基本協定を締結しております。

- A委員長 1者ですね。
 実質上、ソフト的なものは、コナミスポーツクラブと南海ビルサービスが分け合っている。
 ハードは、従来から南海ビルサービスが一本であったと、今回は、ソフト部門の一部をサンアメニティが、南海ビルサービスに代わるということですね。
- 事務局 はい
- A委員長 他にございますか。
- B副委員長 先ほども、御説明で小さな企業において、役員に短期貸付金を貸し付けるケースがあるということですが、どういう背景で役員に貸付金を回すということがあるのでしょうか。
- C委員 社長とか役員ですね。役員報酬をもらっていない場合がある。
 中小企業だと利益をあげるために、役員報酬0で少なくしているかわりに、会社から、お金を借りるというパターンが役員報酬に代わるのが一つ。
 もう一つは、社長、役員が、会社のお金を使っている。だから、その差額はどうかとなると、貸付金にしましょうという話になる。
- B副委員長 わかりました。
- A委員長 他にございますでしょうか。
- 委員 なし
- A委員長 C委員どうもありがとうございました。
 財務内容についての御説明を頂いたということですが。
 今の説明のとおりであると、サンアメニティについては、短期貸付金等があり、借入金もある。
 他は、JVの中でまわるから、それがいいのではないかとということでしたが。
 ありがとうございました。
 後ですね、この中の(5)のところですが、団体の所在地等につきまして、事務局から御報告を受けて、事務局の点数をこちらで審査させていただくということでしょうか。
 引き続きまして、(5)の団体の所在地等につきまして、非常に技術的な事項でございますので、事務局から、まず、御報告を頂きたいと思えます。
- 事務局 今お配りした資料について、説明させていただきます。
 また後で、審査していただくときの参考をお願いします。
 各委員には資料の評価方法を元に、ABCDEで判定させていただきます。
 A極めて高い、B高い、C普通、Dやや低い、E低い5段階で評価させていただきます。
 それぞれの評価項目の評価欄に、御記入いただきますようお願いいたします。
 評価だけ御記入いただけましたら、評点は事務局で計算いたします。
 コメント欄につきましては、できるだけ御記入をお願いしたいのですが、特にない場合は「特記事項なし」と御記入いただけたらと思います。
 「吹田市民プール指定管理者候補者選定評価採点基準及び配点」(5)の団体の所在地、実績につきましては、資料3をご覧ください。
 団体の所在地と実績につきまして、評価方法の基準より、団体の所在地が市内にあってという部分に対しまして、南海ビルサービスが、市内に営業所がありますので、1点となります。

コナミスポーツクラブですが、市内に直営施設をお持ちなんですね。営業所ではなく、支店でもないの、事務局でも議論はしたのですが、直営店が3か所入っているということで、この中に入れてもよいのではないかとということで、皆様に御判断していただけたらと思います。

もし、入るとしたら、南海ビルサービスとコナミスポーツクラブの2点を3で割りますので、0.67点(小数点第三位を四捨五入)。

もし、直営支店でもなく、営業所でもないということになりますと、0.33点になります。そこが、議論していただきたいところになります。

その前にですね、今回は1者だけの応募でしたので、過半数の委員が60点以上で採点した時に、選定対象ということになりますので、そのあたりも踏まえながら、議論していただけたらと思います。

説明は以上でございます。

A委員長 質問があればお願いします。

この採点基準に基づく(5)のところでございます。

団体の所在地等でございますが、先程の御説明で、団体の所在地等において、本社は2社は東京、南海ビルサービスは、大阪ということで、まあ吹田市にはないということです。

そのかわり、南海ビルサービスには、営業所があるわけなんです、コナミスポーツクラブとサンアメニティには営業所がないというのが、事務局の御説明にあった。

一方、コナミスポーツクラブは直営施設をお持ちなので、それを営業所と準ずるようになれば、コナミスポーツクラブも営業所を持っているという形で対応できるのではないかと、本来の主旨は、中で事業をされているということでございますし、その営業所に至らないものをどう見るかということが論点なんです、C委員いかがですか。

C委員 そうですね。吹田には営業所みたいなもの、店舗があるコナミスポーツクラブ、まあ吹田で活動されていることには間違いはないから、0.5でも問題ないのではないかと思います。

A委員長 税金を払っていらっしゃるんですか。

事務局 税を納めておられます。

C委員 事務所、店舗があると納めますからね。

A委員長 そういう意味では、市への貢献はありということなんですね。どこで判断するかなんですが、御説明を聞いていると、何か緊急時に施設の方が、一定の対応ができるか。

B副委員長 吹田市立勤労者会館には、もし他で何かあれば直ぐにでも出動できるというか。

他の業種と違って単なる会社だったらダメじゃないか。

店舗としてそこにあるから、良い、悪いは業務の質から考えると、ほぼ、店舗といえども営業所と一緒。

何かあった時に、そこから、応援体制というか、緊急の出向きがあるということで、営業所に準ずる店舗という位置づけで了承する。

A委員長 まあ、いろいろだと思うのですが、その納税というんでしょうか。

一定の根拠を設けていらっしゃるれば、納税もあれば、雇用もございませぬ。

そういう法人ではございますが、その営業拠点があるということは、普通は加点項目にいたします。

今回、店舗は除くということでございましたので、むしろなぜ、店舗を除くのかということで。

- D委員 マニュアルか、何かがあって、これに準じてやります、ということがあれば、オッケーかなと思うんですが。
- A委員長 具体的に、そこまで入れられているんですか。
- 事務局 ありません。
- A委員長 通常、営業されている所、次に店舗を入れるか、店舗であっても納税はされている。店舗であってもよいと思うのですが、それは、市の方でどう判断されるかということで、今回の話は営業所に準じ、換算するということで、本委員会ではさせていただきたい。他にございますでしょうか。
ただ今、(5)について、事務局から説明いただきましたが、これからプレゼンテーションを受ける業者に入室をお願いします。
- 事務局 お待たせいたしました。ただ今から、吹田市民プール指定管理者候補者の選定にあたりまして、申請をいただきました応募者から、プレゼンテーションを受けることとします。
申請者名は「KNS吹田市民プール共同事業体」です。
プレゼンテーションの持ち時間は15分です。残り時間1分前にチャイムを1回鳴らします。
時間になりましたらチャイムを2回鳴らしますので速やかに説明を終えてください。
時間内にプレゼンテーションが終わらないときは、打ち切らせていただきますのでよろしく願いいたします。
そのあとに選定委員からの質問がありますので、できるだけわかりやすく、説明していただきますようお願いいたします。

KNS吹田市民プール共同事業体プレゼンテーション

- A委員長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、質疑に移らせていただきたいと思います。
- B副委員長 アンケート調査ですが、随時やっておられて、利用者の方のいいお声が聞こえてくるようですけれど、この資料に記載されていない悪い部分で批判的部分で、ここは、こうして欲しいとか。と、というような、アンケートの中身があれば教えていただけたらと思います。
- 申請者 まず、日頃の清掃の分野にりますが、行き届かない所があった場合に御意見を頂くという声がありました。ただ、それに関しては、直ぐに改善できるものでしたので、次の日から改善できるもの、清掃以外で修繕の係るようなものに関しては、南海ビルサービスと連携を図り、修繕計画をたてて、改善してきた次第です。
- D委員 他はないですか。
- 申請者 その他ですね。施設の劣化に伴います寒さ対策ということで、ロッカーからプールにつながる階段の所が若干寒いというお声を頂きました。
その辺で、水泳連盟と連携しながら、ストーブを設置させていただいて、対応しています。
- D委員 丁寧な説明ありがとうございました。
関連ですが、市民プールと書かれています建物には、表示がありますよね。
そしたら、市民の皆様は、市役所に目が向くと思うのですが、内容とかは、指定管理者の方がやっているということで、そのあたりの頂いた御意見とかは、そういう注文を市の方にリリースは、どのようなシステムになっているのでしょうか。

申請者 毎月の月次報告会、定例会がございますので、こちらの方で御報告させて頂いています。
緊急を要するものであったり、そういった場合は、速やかに、御連絡させて頂いて、対応方法について、報告させていただいています。

D委員 わかりました。

C委員 宣伝のところを、まず、お聞きしたいのですが、今の宣伝、アピールは、自らがアクションを起こさないと、なかなか利用にはつながらないということがあって、まったく、プールとかに興味がない人が、プールに来てもらう努力はどんなことをされているので経費削減というか、この中をみて、いいなと思ったことは、個人面談と書いてあった。
個人の面談する、若しくは、トレーニング室に個人指導があると、そんなことまで手厚くしているのに、でも人件費もそんなに上げれない。でも、従業員は人件費を上げて欲しい。
こういう葛藤の中、どういうふうにされているのですか。

申請者 まず、販促方法について、現時点では、ホームページの更新を随時行うように始めております。

以前であれば、自主事業、施設の案内だけの内容であったんですが、最近始めておりますのは、水泳連盟の短期教室であったり、自主事業以外の事業に関しても、施設として情報発信できるように、情報発信の更新頻度を上げていくことによって、閲覧件数が増えるということになっておりますので、ここ2年では、元々、1か月に、2から3千位のアクセスしかなかったものが、現時点では、2万近くも上がっています。

今年になりまして、2～3週間だけで、この夏の前までには、1か月で1万5千アクセスというような形になっておりますので、地震以降アクセスは控えてないのでわからないのですが、現地点では、チラシではなくって、インターネット作戦として、販促させてもらっています。

もう一点、変えさせて頂きました。チラシ、新聞広告するというのは、なかなか難しいので、利用いただいているお客様にハンドビラチラシを配布させていただくようにしました。

ハンドビラのチラシを配布させていくことによって、御家族の方であったり、お友達の方を誘致していただく。

2点目の人件費について、個人指導による効率よい運営の仕方、それに関しましては、個人の指導できる人間に関しては、より高品質な指導が必要になっていきますので、社員で、実際にさせて頂いている次第でございます。

新たに時間外を発生させるのではなく、勤務時間内でさせて頂いている次第でございます。

補足させていただきますと、今やっている個人指導は、水泳の個人指導をやらせて頂いているんですが、次期、指定管理期間は、トレーニングの方でも、個人指導できないかと、相談しているところで、機器についても、新しい物を入れて、マンツーマン指導できるような環境を作りたいと考えています。

その機器をスタッフが使えないといけませんので、その研修を行い、お客様に指導できるようになった段階から、少しずつ広げていくというような手法で考えております。

人件費につきましては、有料で行う自主事業になりますので、そこに、指導料という形での収入もあがれば、支出もできるというような計算で考えてます。

そこで、人件費がボンと膨らむということはないのと、また、5年間でどれ位増えるかということも、見えてこないもので、それ程多くは見込んでいないということでございます。

- A委員長 安全面から御質問させてください。
イレギュラーな事故があった場合の窓口ですね。法的責任ということで、3社体制でどのようにお考えか教えてください。
- 申請者 イレギュラーな事故が考えられた場合の市への窓口は、どこが窓口になるのか。内部的なのか、外部的な法的責任は3社のどちらが負われるのかということ、決まってるなら教えていただきたい。
- A委員長 それに関連いたしまして、まず、実質上の現場業務は、コナミススポーツクラブとサンアメニティが行われるというように思います。で、この場合の外部委託をさらにされる場合がございますが、このあたりはしっかりされているのかどうか、聞くまでもないことだと思いますが、それぞれの御対応を教えてください。
- 申請者 まず、コナミススポーツクラブですが、現在、再委託をしているということはありませんので、基本的には、弊社が責任を負う。運営と何かあった場合には、うちが全て責任を負うということです。
- A委員長 プール監視員等も含めてでございましょうか。
- 申請者 はい。
- A委員長 場合によれば、委託する場合がありますか。
- 申請者 ありません。
弊社は、プール監視員も全てやっておりますので、プール監視業務を委託することは、想定しておりません。
- A委員長 アルバイトなんかは、コナミススポーツクラブの責任で雇用されるということですか。
- 申請者 もちろん、その通りでございます。
次に、サンアメニティから回答いたします。
今回、屋外の北千里市民プール、片山市民プールを、監視業務、運営の方をさせていただきますが、弊社では、直営でさせていただきます。
監視とか運営は、そこで完結させていただいて、もちろん責任も負う。一部ですね、北千里の駐車場の人員であるとか、あるいは、プールの始業前のプールの清掃であるとか、そういった部分は、一部再委託を、検討中なんですけれども、そこは、もちろん我々の責任でさせて頂くと考えております。
- B副委員長 平成28年度、利用者が非常に増えてるところなんですけれども、、私もプールに行くことがほとんどないのですが、冬期片山プールですかね、冬期の温水プールの方の利用というのが、プールだけじゃなく、他もあるでしょうけれども、すごい人数なので、1日に平均すると、300から400名になるんですかね。それが、多いのか少ないのかは、ちょっと混雑ぶりがわからないのですが、どんなものなのでしょう。
- 申請者 まず、利用者数が、増加しているということで、目標達成している部分は素晴らしいことだと認識しています。その中で、一日の利用者数に関しては、プールとトレーニング、スタジオがございまして、利用者数は増加傾向ですが、お客様にとって混雑していない状況であると思います。
反対にどうしても私どもの課題ではあるんですが、混まないような時間帯、お昼間であったりとか、そういったところを集客できるようなところは課題として今後、次回の5年間では持っていきたいと考えています。

A委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

事務局 この指定管理者候補者の選定につきましては、10月末までに、書面で通知いたします。
本日は、お忙しいところありがとうございました。
以上を持ちまして、終わらせていただきます。

KNS吹田市民プール共同事業体退出

事務局 資料3の吹田市民プール指定管理申請グループ選定基準(5)のところをもう少し説明させていただきます。
先程、(ア)団体の所在地のところ0.67というところで、説明させていただきます。
下段(イ)に活動の市内での実績ということで、コナミスポーツクラブ、南海ビルサービス、サンアメニティについて、書かせて頂いています。

A委員長 3番目のところですが、3社とも実績ありとして結果的に反映すると、(5)のAは何点になるのでしょうか。

事務局 0.67点です。

A委員長 イが。

事務局 3点です。

A委員長 ということで、よろしいかということですね。斜め線のところですね。

事務局 我々の方で、記入させていただきます。

A委員長 大きな表の評価欄にAからEを入れていくということで、点数ではなしに、入れていただく。
点数については、後で公表をされるわけですが、その場合名前については、伏せるということでございます。

採点

A委員長 再開します。事務局から選定採点集計表を頂きました、御確認いただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。
それでは、議事に入りたいと思えます。
事務局より説明をお願いします。

事務局 委員の皆さまにおかれましては、誠にありがとうございました。
各委員の採点結果につきましては、お手元のとおりでございます。
なお、お配りしております集計表の、委員名は非公開とさせていただいておりますので、御了承ください。
さて、選定結果でございますが、ご覧のように全ての委員の皆さまにおきまして、60点以上の評価をいただいておりますので、審査対象となります。
「KNS吹田市民プール共同事業体」を吹田市民プールの指定管理者候補と決定させていただきたいと考えております。
以上でございます。

A委員長 ありがとうございました。
 ただいま、事務局より採点結果に基づく説明がございました。
 それでは、採決の形をさせていただきます。
 本選定委員会としまして、「KNS吹田市民プール共同事業体」を吹田市民プール指
 定管理者候補者とすることに御異議ございませんか。

委員 異議なし。

A委員長 それでは、ただ今の決議により、吹田市民プール指定管理者候補者につきまして決
 定をいたしました。
 つきましては、本選定委員会より吹田市長に対しまして、吹田市民プール指定管理
 者候補者及び次点者、本件には存在しておりません、従いまして、候補者の選定につ
 いて答申を行うことといたします。

事務局 ありがとうございます。
 それでは、本選定委員会を代表いたしまして委員長より、吹田市長の代理といたしま
 して畑澤都市魅力部長に対し、答申書をお渡ししたいと存じます。

答申書を渡す

畑澤部長 ありがとうございます。
 委員の皆様、選定ありがとうございました。
 これを受けて、我々も進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

A委員長 今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 本日まで2回の選定委員会に御協力を賜りまして、誠にありがとうございました。
 今後の予定でございますが、10月末までに応募者に対しまして、選定結果の通知を
 行います。
 その後、仮協定の締結、平成30年11月定例会におきまして、市議会の議決を得て
 本協定となり、平成31年4月から5年間、施設の管理運営をお願いすることとなってお
 ります。
 また、今回の選定による指定管理が開始して2年目にあたる平成32年(2020年)に
 は、本選定委員会により、モニタリングを実施することとなっております。その際には改
 めて御連絡させていただきますので、御協力よろしく願いいたします。

A委員長 ただいま、事務局から御説明がございました、今後、本日の選定結果をもとに、必要
 な手続きを進めて頂くようお願いいたします。
 これをもって、本委員会を閉じさせていただきます。

事務局 どうもありがとうございました。
 今後につきましても、市と指定管理者が協働して、より良い施設の管理運営に努めて
 まいりますので、引き続き、御指導いただきますよう、よろしく願いいたします。